

## 令和8年度湖南省中小企業等設備投資促進補助金質疑応答

### ○補助対象事業者について

Q：対象となる業種は何か。

A：対象となる業種は、製造業・建設業・運輸業その他の業種、卸売業、小売業またはサービス業です。農業や漁業など第一次産業も対象となります。

Q：対象となる中小企業の定義は何か。

A：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項で判断します。

Q：みなし大企業とは何か。

A：企業規模は中小企業の定義に該当しますが、親会社である大企業の傘下にある企業を指します。

Q：開業者は対象になるか。

A：対象となりますが、令和8年4月1日時点で既に事業を営んでいる必要があります。また、令和8年4月1日時点で税務署へ開業届を提出している必要があり、事業の実態があるものに限りします。

Q：NPO法人は対象になるか。

A：対象となりますが、本補助金における中小企業者に準じる必要があります。

Q：本店が市外の場合も対象となるか。

A：市内の事業所に設置する場合のみ、対象となります。

Q：市外で事業を営んでいるが、市内に新規出店する場合は対象となるか。

A：令和8年4月1日時点で市内に新規出店しており、その事実が把握できる場合に限りします。

### ○補助対象事業について

Q：「生産性の向上」ではどういう取組が対象となるか。

A：新しい機械やソフトウェアの導入等により生産・業務の効率化やDX化を行う取組等が対象となります。

Q：生産性の向上について、補助対象となるための目標値はあるのか。

A：客観的な目標値はございませんが、生産性が向上することについて、提出書類で示していただく必要があります。

Q：「新事業展開」ではどういう取組が対象となるか。

A：これまでとは異なる業種や業態、新たな市場に参入するために設備を導入する取組等が対象となります。

Q：他の補助金との併用は可能か。

A：同事業について、国、自治体またはこれに類する機関が実施する補助金・助成金を併用することはできません。

Q：本社が市内にあるが、市外の事業所で設備を導入する場合対象となるか。

A：対象となりません。

#### ○補助対象経費について

Q：支払いの証拠書類を紛失したが対象となるか。

A：対象となりません。

Q：グループ会社との取引は対象となるか。

A：対象となりません。

Q：交付決定前に支出した経費は対象となるか。

A：対象となりません。

Q：申請時に予定していたものと違う設備を購入した場合は対象となるか。

A：事業の目的および効果に影響を及ぼす場合は、あらかじめ、変更交付申請書を提出し、承認を得る必要があります。

Q：現在使用している設備が老朽化している為、買い替えたいが対象となるか。

A：新しく導入を予定する設備の性能が付加価値額の増加にどのように資するかを仕様書・パンフレット等により示していただく必要があります。

Q:既存機器装置を改良し、機能を高め生産性を向上する経費は対象となるか。

A:対象となります。交付申請時に、改良前の写真と改良内容がわかる書類をご提出ください。実績報告時には、改良後の写真と改良後の内容がわかる書類の提出が必要となります。

Q:リースやレンタルの費用は対象となるか。

A:対象となりません。

Q:新規出店のための店舗の購入費や家賃は対象となるか。

A:対象となりません。

Q:経費に含まれる消費税は対象となるか。

A:対象となりません。

Q:パソコンやタブレットの購入は対象となるか。

A:対象となりません。

Q:車両の購入は対象となるか。

A:対象となりません。

Q:中古品の購入は対象となるか。

A:対象となりません。

Q:新事業展開のために雇用する従業員の人件費は対象となるか。

A:対象となりません。

Q:再エネ発電設備は対象となるか。

A:対象となりません。

Q:クラウドサービスの利用料は対象となるか。

A:対象となりません。

Q:補助事業に使用する消耗品は対象となるか。

A:対象となりません。

Q：事業所の照明設備のLED化は対象となるか。

A：対象となりません。

Q：事業所の改修工事は対象となるか。

A：対象となりません。

#### ○補助金の申請について

Q：オンライン申請はできないのか。

A：オンライン申請はできません。直接持参いただき、聞き取りをさせていただきます（郵送は不可）。

Q：申請時に提出する見積書は2者以上でなければならないのか。

A：1件当たり50万円（税抜）の物品、サービスを発注する場合は、2者以上から相見積もりを行い、適正な価格を選択してください。見積もり徴取を1者しか取れない場合は、選定理由書が必要となります。

Q：生産性の向上は何で証明すればいいのか。

A：実績報告時に、「●●の導入により、時間当たりの生産量が△△個増加」等、具体的に記載してください。（字数の取り決めがありますので留意が必要です。）

Q：納税証明書（市税の未納がないことを証明する書類）はどこで入手できるのか。

A：市役所税務課等で取得が可能です。

Q：交付決定後に事業を廃止（中止）することはできるか。また、それまでに支出した経費は対象となるか。

A：交付要綱第8条で定める様式を市に提出する必要があります。なお、この場合、それまでに支出した経費は対象となりません。

Q：事業の完了した日とは、どの時点を指すのか。

A：事業の内容（機械の設置、新商品の開発等）および経費の支払い（クレジットカードによる場合はカード会社からの引き落とし）、事業の効果などがすべて完了した時点を指します。

○その他

Q：申請すれば必ず補助金がもらえるのか。

A：書類や事業計画の不備により、交付決定がなされないことがあります。  
また、予算額の上限に達した場合も補助金の交付はできません。

Q：交付決定時の見込みよりも経費が増加した場合、補助金増額はできるのか。

A：できません。

Q：補助金の先払い（概算払い）は可能か。

A：できません。実績報告書の提出・審査・額の決定が確認でき次第、補助金の支払いを行います。

Q：経費の支払いはクレジットカードでも可能か。

A：原則は、振り込み払いとします。クレジットカードも可能ですが、補助対象事業者が法人の場合、法人カードによることとし、個人の場合は、代表者名義のカードでカード会社から、締め切り期限までに口座引き落としが確認できる書類が必要です。

Q：経費の支払いは電子マネーでも可能か。

A：電子マネーでの支払いは補助対象となりません。また、相殺や手形などの特殊な方法による支払いも補助対象となりません。

Q：経費の支払いは現金でも認められるか。

A：認められません。但し、やむを得ない場合に限り税抜10万円以下の場合、発行者、宛名、日付、金額が明記された領収書が発行されている場合に限り、対象となります。

Q：ネット購入は認められるか。

A：認められます。但し、証拠書類が必要となります。

Q：補助金の予算総額はいくらか。

A：予算額は3,000万円です。